

日 時：令和 7 年 9 月 10 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第333回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は三つです。

議題 1「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定医療情報等取扱受託事業者」の認定に係る協議について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○松嶋企画官 議題の一つ目、いわゆる次世代医療基盤法に基づく「認定医療情報等取扱受託事業者」の認定に係る協議について、御説明申し上げます。

お手元の資料 1－1 の「1. 趣旨」を御覧いただきたいと思います。次世代医療基盤法においては、主務大臣である内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣が「認定医療情報等取扱受託事業者」を認定しようとするときは、次世代医療基盤法に基づき、あらかじめ個人情報保護委員会に協議をしなければならないとされています。

今般、株式会社ファインデックスから、認定匿名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報作成事業者である一般財団法人匿名加工医療情報公正利用促進機構の委託を受けて医療情報等を取り扱う事業を行うため、認定医療情報等取扱受託事業者の認定に係る申請が主務大臣に行われたことから、主務大臣から個人情報保護委員会に対して認定の協議があったところです。

つづいて、「2. 検討内容」を御覧ください。「認定医療情報等取扱受託事業者」の認定を受けようとする株式会社ファインデックスについては、個人情報保護法との関係を踏まえて、①から⑧まで、具体的に申し上げますと、

「①匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の加工基準について、個人情報保護法における匿名加工情報及び仮名加工情報と同等の基準により加工すること。」

「②医療情報等の性質及び規模を踏まえ、適切な安全管理措置を講じていること。」

「③認定医療情報等取扱受託事業の目的の達成に必要な範囲において、医療情報及び仮名加工医療情報を取り扱うこと。」

「④医療情報等を利用する必要がなくなったときは、当該医療情報等を遅滞なく、消

去すること。」

「⑤認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する医療情報及び仮名加工医療情報について、原則として、第三者への提供を禁止していること。」

ただし、法令に基づく場合における仮名加工医療情報の提供や委託元である認定仮名加工医療情報作成事業者、再委託先である認定医療情報等取扱受託事業者への仮名加工医療情報の提供、法令に基づく場合や人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合における医療情報の提供、委託元である認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、再委託先である認定医療情報等取扱受託事業者への医療情報の提供等は認められております。

「⑥匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報を他の情報と照合することを禁止していること。」

「⑦仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報について、本人に対する連絡等のための利用を禁止していること。」

「⑧医療情報等の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するという目的を達成するために必要な体制を整備していること。」

について、事務局において確認しております。

同じく、「２．検討内容」の下部に記載されております、米印の箇所を御覧ください。次世代医療基盤法等に規定されている、申請者が満たすべき「申請者の能力に関する基準」等の各種要件については、申請書類の審査により、主務大臣において適正なものであると確認されております。

つぎに、「３．対応案」を御覧ください。本件協議書等によれば、申請者においては、医療情報等の取扱いに際し、個人情報保護法が求める個人情報保護のための措置の水準と同等程度であり、個人情報等の適切な取扱いが確保されている内容であると認められます。

また、認定医療情報等取扱受託事業者は、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、今般の申請者である株式会社ファインデックスにおいては、認定医療情報等取扱受託事業の実施に当たって、個人情報保護法の規律に従って運用される必要があります。

つきましては、本協議に対して、資料１－２のとおり、認定について異存がない旨を回答するとともに、認定医療情報等取扱受託事業を個人情報保護法の規定に従い、適切に運用するよう意見を付すことについて、委員会として御了承いただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います

が、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題２「個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（案）等の意見募集の結果について」として、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本年７月９日の第328回個人情報保護委員会でお諮りしました、個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（案）等に対する意見募集結果について御説明をいたします。

本議題に関する資料は３点でございます。本日は資料２－１に基づき御説明させていただきます。具体的な改正内容につきましては、資料２－２及び２－３を併せて御参照ください。パブリックコメントを踏まえた改正案の修正は行っておりませんが、資料２－１の別添のとおり、所要の技術的修正等を行っております。

この改正案について、資料２－１に記載のとおり、７月10日から８月８日までの間、意見募集を行った結果、３件の御意見が寄せられました。御意見につきましては、資料２－１別紙の表を御覧ください。

番号１の御意見は、関係省庁申合せ別添様式２として定められたランサムウェア事案共通様式の運用等について、共通様式による報告の方法、報告後の管理及び対応、そして罰則等に関する御意見をいただいたものでございます。

「御意見等に対する考え方」としては、関係省庁申合せの趣旨について御説明をした上で、報告の運用及び提出された様式の管理を適切に行うことをお示ししております。また、本改正案は、ランサムウェア事案において被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図る観点から、関係省庁申合せ別添様式２を使用することを可能とするものであり、同様式を使用しなかった場合の罰則はないことを御説明しております。

番号２の御意見は、委託先において漏えい等が発生した場合の対応等について御意見をいただいたものです。

「御意見等に対する考え方」としては、本改正案は、関係省庁申合せ別添様式２を使用することを可能とするものであり、その他従前の取扱いについて変更するものではなく、既存の提出方法又は関係省庁申合せ別添様式２のいずれを用いても差し支えないことを御説明しております。

番号２の後段及び番号３の御意見は、関係省庁申合せ別添様式２の報告項目について御

提案をいただいたものでございます。こちらの御意見につきましては、本改正案の対象外と考えられるものの、今後の執務の参考とさせていただきます。

改正案につきまして御決定をいただければ、令和7年10月1日に施行させていただきたいと思っております。

御説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見を申し上げます。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録、議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

(監督関係者以外退席)

○手塚委員長 議題3「株式会社中央ビジネスサービスに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 株式会社中央ビジネスサービスに対する行政上の対応につきまして説明させていただきます。

株式会社中央ビジネスサービスというオプトアウト届出事業者が、同社が販売した個人データが、特殊詐欺を行うグループに提供された可能性があることを認識した後も、当該販売先に対する個人データの提供を継続していたという事案でございます。

警察からの、「特殊詐欺グループの被疑者が、中央ビジネス名義の銀行口座へ振込入金していた事実が確認された。」という情報提供を受けまして、当委員会は、令和7年8月21日、中央ビジネスに立入検査を実施しました。

中央ビジネスは、名簿販売取引について、令和7年5月に警察から連絡を受けておりますが、その後も5回の取引により、同取引先に個人情報約11万人分を提供していたという状況でございます。

そして、中央ビジネスは、別の名簿販売取引についても、令和6年4月に警察から連絡を受けておりますが、その後も37回の取引により、同取引先に個人情報約49万人分を提供していたという状況です。

本件において提供された個人情報は、特殊詐欺グループに渡っておりますので、当該個人情報の本人としましては、本人の平穏な生活を送る権利利益が侵害されている状況でございます。さらに、中央ビジネスによって現在の状況のまま名簿の販売が行われることに

より、個人の平穏な生活を送る権利の侵害が継続するおそれが高く、当委員会としては、個人情報保護法第19条の規定に違反すると認定しており、個人の権利利益を保護する必要があると考えます。

また、中央ビジネスに対して個人情報保護法第19条の規定に違反する個人情報の提供を確実に中止させ、また、今後一切行わないよう、確実な体制整備を行うことを速やかに勧告する必要があると思います。

勧告の内容ですが、個人情報保護法第19条の規定に違反する個人情報の提供を確実に中止すること。二つ目としまして、個人情報保護法第19条の規定に違反する個人情報の提供を一切行わないよう、確実な体制整備を行うことという内容を勧告したいと考えております。

あわせて、報告徴収を行いたいと思います。本件勧告発出後1年間、1か月ごとに、個人データの第三者への提供状況及び提供時の確認状況について報告をするとともに、令和7年9月30日までに、整備した体制の状況について報告するよう求めたいと思います。

本件については法令違反の重大性が大きい事案ですので、資料3の公表資料の範囲で公表したいと考えております。

以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。が、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については、公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。